

屋外掲示板設置補助制度 Q & A

1 この補助制度の目的は何ですか？

地域住民相互のコミュニケーション増進や生活上必要な情報提供のため、地域住民団体（町内会・自治会等）が屋外掲示板を新設または建替える際の経費の一部を補助するものです。

2 補助の対象となる団体はどのような団体ですか？

市内の一定地域の住民により自主的に組織された町内会・自治会等の地域住民団体で、原則として市が作成する町内会・自治会名簿に掲載されている団体です。

なお、社協・女性会・子ども会などの団体やサークル団体は対象外です。

3 連合町内会がまとめて申請することは可能ですか？

可能です。ただし申請時には、単位町内会ごとの事業内訳書を添付してください。

4 補助対象となる掲示板的の種類は何ですか？

屋外に設置され、ポスター・チラシ等の掲示を目的とする板面を持つ脚付型・壁掛型の掲示板です。

5 補助の対象となる事業は「新設」と「建替え」だけですか？

はい。修繕や補修は補助対象外です。

板面だけ張り替えや部分交換のみは建替えではなく「修繕」に該当します。

6 建替えはいつでも補助対象になりますか？

補助を受けて設置した掲示板の建替えは、交付年度を含め5年以内は補助対象外です。

ただし、災害・盗難など管理者責任によらない理由で滅失・損壊した場合は例外として補助対象となります。

7 掲示板の「移設」は補助対象になりますか？

移設は新設にも建替えにも該当しないため原則補助対象外です。

ただし、やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

8 補助金額はいくらですか？

経費の2分の1（端数切り捨て）で、上限額は掲示板の種類に応じて以下のとおりです。

脚付型：15,000 円

壁掛型：10,000 円

9 材料費のみの購入も補助対象になりますか？

見積書・領収書が提出できれば、材料費だけの購入も補助対象になります。

ただし、購入前に申請が必要です。

10 基数（設置可能数）はどのように決まりますか？

地域住民団体の加入世帯数によって基数が決まります（端数が生じる場合は切り上げます）。

中 区・東 区・南 区・西 区：100 世帯につき 1 基

安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区：50 世帯につき 1 基

11 加入世帯数が少ない町内会（例：50 世帯未満）は申請できますか？

これまで補助金交付実績がなければ 1 基までは補助対象となり、申請可能です。

しかし、実際に補助金交付の対象となるかは、屋外掲示板の必要性も鑑みた上で、別途判断します。

12 掲示板の設置場所はどのような条件がありますか？

住民が閲覧しやすい場所であること、所有者（土地・建物）の承諾があることが必要です。

13 道路上や公園などの公共施設に設置できますか？

可能ですが、申請前に所有者の許可（例：道路占用許可等）を得る必要があります。

14 申請に必要な書類は何ですか？

以下の書類と合わせて、交付申請書（様式第 1 号）をご提出ください。

- ・ 設置場所の位置図
- ・ 見積書（又はその写し）
- ・ 設置場所の所有者又は管理者の承諾書

15 補助金はいつ交付されますか？

交付決定後、事業着手前に前金として交付されます。

16 事業計画の変更（サイズ変更・場所変更等）は可能ですか？

可能です。変更申請書（様式第 3 号）をご提出ください。

17 事業が完了した後、何が必要ですか？

以下の書類と合わせて、実績報告書（様式第5号）をご提出ください。

- ・ 設置費の領収証書（又はその写し）
- ・ 設置後の現地写真

18 掲示板の管理は誰が行うのですか？

設置した地域住民団体が、美観を損なわないよう適切に管理する責任があります。

19 どんな掲示物を掲示してもよいですか？

以下に該当しないものであれば、掲示可能です。

- ・ 法令等に違反するもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 基本的人権を侵害するもの
- ・ 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対するもの
- ・ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦・支持し、又はこれに反対するもの
- ・ 宗教性のあるもの又は迷信もしくは非科学的なものに関するもの
- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 美観風致を害するもの
- ・ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・ 公益性の観点から適当でないと認められるもの